

鳥取県版経営革新計画認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県版経営革新計画の認定について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 鳥取県版経営革新計画は、新たな取組に活路を見出す中小企業者を支援するため、中小企業者が策定する新たな取組に関する計画を鳥取県版経営革新計画として認定し、もって中小企業者の成長と鳥取県経済の活性化を図るとともに、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「経営革新法」という。）第9条の規定による経営革新計画策定への意欲を高めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において「中小企業者」とは、経営革新法第2条第1項に定めるものとする。

- 2 この要領において、「新たな取組」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。
- 3 この要領において、「鳥取県版経営革新計画」とは、中小企業者が経営の向上を図るために行う新たな取組に関する計画をいう。
- 4 この要領において、「商工団体」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に定める商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に定める県商工会連合会（商工会の地区を広域的に支援するために県商工会連合会内に設置する組織を含む。）及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める県中小企業団体中央会をいう。

(申請等)

第4条 鳥取県版経営革新計画の認定を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の申請書に、様式第2号による計画（以下「計画」という。）を添えたものを正・副各1部を申請者の所在地を管轄する商工団体（以下「所管商工団体」という。）に申請するものとする。

- 2 商工団体は、前項により申請された計画について、新規性、実現可能性、その他の要件を審査し、適当と認めたものについて、様式第3号により知事に申請書の正1部を送付するものとする。
- 3 第1項の申請を行うことができる中小企業者は、鳥取県内に主たる事務所を有する中小企業者で、所管商工団体から継続的指導を受けている者であり、過去に鳥取県版経営革新計画の認定を受けていない者とする。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する業種の事業を行う者を除くものとする。

(計画)

第5条 計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない

- (1) 申請企業の概要
- (2) 計画名
- (3) 既存事業の概要
- (4) 新たな取組の内容
- (5) 目標（新たな取組により期待される効果）
- (6) 資金計画
- (7) 経営の向上の程度を示す指標の申請日前の直近期末と計画終了時の数値
- (8) 計画期間（実施期間は申請日前の直近期末から最長2年間とする）
- (9) 経営計画
- (10) 新たな取組に係る実施項目及び期間

(計画の認定)

第6条 知事は、申請書が提出されたときは、計画が次条第1項及び第2項に定める基準により審査し、これに適合することを確認したものについて、計画を鳥取県版経営革新計画として認定する。

2 知事は、前項の規定により計画の認定又は不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を所管商工団体を經由し申請者に通知する。

(認定基準)

第7条 前条第1項の認定は、次の各号及び次項の基準をすべて満たす場合に行うものとする。

(1) 計画に記載した内容が申請者にとって新たな取組であること。

(2) 売上高、付加価値額、経常利益のいずれかが申請日前の直近期末と比較して増加する計画であること。

(3) 計画の実現可能性

(4) 計画が関係法令に違反しないこと。

(5) 計画が公序良俗に反しないこと。

2 前項に掲げる認定基準の詳細については別途定める。

3 前条第1項の規定に関わらず、第1項第3号の審査については、第4条第2項の規定により所管商工団体が行うものとし、知事は改めて審査を行わない。

(認定をしない場合)

第8条 前条の規定にかかわらず、県は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定をしない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

(実施計画の変更等)

第9条 鳥取県版経営革新計画認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた計画を変更しようとするときは、様式第4号による変更申請を所管商工団体を經由し知事に申請し、変更承認を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、軽微な変更について変更承認を要しないものとする。ただし、商工団体はその内容について県に報告しなければならない。

3 第4条の規定は、第1項の承認について準用する。

(認定の取消等)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業者は、所管商工団体を經由して知事に速やかに報告しなければならない。

(1) 認定事業者が第3条第1項に規定する中小企業者でなくなったとき。

(2) 鳥取県版経営革新計画を実行することが困難なことが確実になったとき。

2 前項の報告を受けたときは、知事は当該認定を取り消すものとする

(企業状況報告)

第11条 認定事業者は、知事からの要請がある場合には、計画の認定を受けた年度の翌年度から2年間、当該年度の8月31日現在における直近決算の状況について、9月15日までに様式第5号により商工団体に提出しなければならない。ただし、直近決算の状況が既に提出した書類と同一の場合はこの限りでない。

2 商工団体は前項の報告を取りまとめ、9月30日までに様式第6号により県に報告するものとする。

(所掌)

第12条 この要領に関する事務は、商工労働部経済産業総室において所掌する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。